

平成19年5月27日 15時

会 場 エルシイ八王子

八王子市町会自治会連合会

平成19年度

第5回 定期総会次第

1.開会の辞

2.会長挨拶

3.議長選出

4.議事

第1号議案	平成18年度	事業報告
第2号議案	平成18年度	収支決算報告
第3号議案	平成18年度	会計監査報告
第4号議案		規程の制定及び改定報告
第5号議案	平成19年度	事業計画(案)
第6号議案	平成19年度	予算(案)
第7号議案		役員選出

5.退任町会自治会長に感謝状贈呈

6.閉会の辞

事業報告

自 平成18年4月 1日

至 平成19年3月31日

I. 総括

平成14年6月に発足した私たち「町自連」は、八王子市内の町会・自治会・管理組合553団体153,896世帯(平成18年7月現在)の内313団体120,607世帯を組織し、市内全域を網羅した唯一の「連合会組織」として、名実共に八王子市を代表する町会自治会連合会となっている。

私たち「町自連」活動の基本形態は、各単位町会自治会管理組合の自主性を尊重し、地区連合会の活動を基準としており、地区連合会同士の情報交換を始めとして広域にわたる問題を全体の事業として進めていくことになっている。従って、地区連合会の定例会などを通じて地区毎の活動が中心となっているが、残念ながら未だに、軌道に乗っていない地区連合会があることも事実である。これからはすべての地区で毎月～隔月ごとに定例会が開催されるよう努力が求められている。

地区連合会を中心とした活動と同時に、「町自連」が全市的な問題の取組みについても活動を推進した。昨年度からは、私たちの活動を広く会員に知って頂くために広報紙「町自連だより」を年2回発行し、各戸配布することで全会員12万世帯に情報の提供を行うと同時に、未加入の町会自治会にも会長宛にも送付し情報の提供を行った。

また、八王子市と協働で「町会自治会長及び管理組合理事長」を対象とした実態調査を実施し、町会自治会等が抱える悩みや問題点を調査した。この集計結果を行政と私たち町自連で内容を分析し問題点の解決に向けて協働して対処することとし、報告書にまとめて市内の全町会・自治会・管理組合に送付することになった。

更に、「IT化」が進む中で情報の発信とともに「市民の声」を聞く体制、即ち双方向のやり取りができる体制として、行政の協力を得て「ホームページ」の開設に取り組み11月17日にスタートさせることができた。ホームページアドレスを「町自連だより」で発表すると急激にアクセス数がふえ3月末時点で3,400件となった。

「町自連」ができたことで、更なる組織拡大を目指し未加入の町会自治会に対して、これからもあらゆる機会を通して「加入の呼びかけ」を行う必要がある。

1. 第4回定期総会

5月27日(日) 17:00～ エルシイ八王子

出席者 120団体 委任状 152団体

- 議事 (1) 平成17年度事業報告
(2) 平成17年度決算報告
(3) 平成17年度会計監査報告
(4) 平成18年度事業計画(案)
(5) 平成18年度予算(案)

- ※ 細井副会長の司会、串田西部第四地区連合会長が議長となり議事進行が図られ提出議案はすべて原案通り承認された。
- ※ 議事終了後、退任町会・自治会長の感謝状贈呈が行われて総会は幕を閉じた。
- ※ 総会終了後、18時30分から引続き懇親会が開催された。
懇親会出席者 会員 91名 来賓 16名

2. 管外視察研修会

11月21日(火)

視察地 神奈川県三浦市 北原白秋記念館・三崎港マグロ魚市場

- ※ 北原白秋は、「八王子市歌」の作詞家であった。作曲は滝廉太郎で昭和11年に「市制20周年記念事業」として作られたもので、バス車中で設楽協働推進課長から説明を受け、テープで「市歌」の演奏を聞くことができた。
参加者はほとんど全員がはじめて聞くものであった。
- ※ マグロの魚市場では、マグロ漁師から、種類や生息地等について説明を受けた。市場にあったマグロはすべて冷凍品であった。

3. 新年懇親会

1月27日(土) 18:00～ エルシイ八王子

懇親会出席者 会員 76名 来賓 15名

4. 広報紙「町自連だより」の発行

私たち町自連及び地区連合会の活動を、町自連会員12万世帯にお知らせすることで、会員に理解され少しでも市民生活の向上に役立てればと、昨年度から発行することになった。当面は年2回となるが継続することが大切と編集委員一同頑張っている。皆さんからも質問や意見を頂ければ、でき得る限り反映するよう努力したい。

尚、各戸配布するにあたって、去年は各地区連合会長に各町会に配達してもらったが負担が多すぎるため、今年度から印刷所から直接町会自治会に発送することに変更した。そのため費用不足を来すため広告収入を得る事でまかなう方向で進めたが、現状では1件しか取れずに不足となっている。

5. 町会・自治会・管理組合の実態調査結果を市と協働でまとめて報告書を作成

町会の役員選びに悩んでいる、活動に参加する人が少ない等、いろいろな点が指摘されており、昭和63年に当時のコミュニティ振興会が行った今回同様の調査との比較等もしながら、調査結果を集計すると同時に内容を分析し報告書としてまとめ、市内すべての町会・自治会・管理組合に送付することとした。

今後の問題点の解決策・支援策のあり方等については、行政と協働で取り組んでいくこととなった。

6. ホームページ「町自連」をスタート

広報紙「町自連だより」は、年2回発行するのが限界であり、それを補完する

と同時に、会員からの「生の声」「情報」を受ける体制も必要なことから、又、将来は「回覧」の削減、タイムリーな情報の発信等の観点から、行政の協力を得て取り組み、11月17日からスタートさせた。

アドレスは、町自連だより4号に掲載したが「<http://www.chojiren-hachioji.jp>」なので是非ともアクセスして頂きたい。

内容としては、「町自連の紹介」「町自連の運営」「地区の紹介」「町自連ニュース」「町自連だより」「町会でホームページを作ろう」「関係機関からのお知らせ」「インターネット便利帳(協賛企業)」「お問合せコーナー」「リンクコーナー」で構成されており、町会自治会のホームページも見えるようになっている。

維持費等も自前で調達できるようにするため、協賛企業の広告を募りとりあえず1社の協力を得た。

II. 会議

1. 三役会

4月11日(火)、5月9日(火)、6月13日(火)、7月11日(火)、8月8日(火)、9月6日(水)、10月10日(火)、11月14日(火)、12月12日(火)、2月13日(火)、3月13日(火)

2. 役員会

・4月11日(火)

1. 関係機関の要請事項ほか

- | | |
|-------------------------|----------|
| 1) 井口羽純さんを救う会より | 伊藤会長 |
| 2) タウンミーティングの件 | 広聴広報室 |
| 3) 裁判所移転問題の件 | 政策審議室 |
| 4) 市民参加を考える市民フォーラムの開催の件 | 政策審議室 |
| 5) 保健所の市移管の件 | 健康福祉部 |
| 6) 喫煙マナー推進モデル事業の件 | 環境部環境政策課 |
| 7) 町会自治会長の実態調査の回収状況 | 協働推進課 |
| 8) 街路灯設置補助状況 | 協働推進課 |
| 9) 耐震強度偽装問題の件 | |

2. 定期総会の件

3. 出向人事の件

- 1) 男女共同参画推進委員会委員
- 2) 子ども政策推進協議委員
- 3) 環境審議会委員

4. 出向者報告及び地区連合会報告

- 1) 楯原町の畜場建設問題の件

- 2) 「健康フェスタ '06」の件
- 3) 美しい八王子を作る会
- 5. その他
 - 1) エコカーフェスタ

・ 5月9日 (火)

- 1. 関係機関の要請事項ほか
 - 1) 防犯パトロール保険の件 暮らしの安全安心課
 - 2) 親切会の推薦依頼の件 暮らしの安全安心課
 - 3) 斜面緑地保全候補の情報提供の件 環境保全課
 - 4) カサド国際チェロコンクールの件 学園都市文化課
 - 5) 環境フェスティバルの件 実行委員会
 - 6) ゴミ減量対策の件 清掃事業担当部長
- 2. 事業計画(案)の件
- 3. 予算(案)の件
- 4. 総会の役割分担の件
- 5. 出向人事の件
 - 1) 外部評価委員会委員

・ 6月13日 (火)

- 1. 関係機関の要請事項ほか
 - 1) 旧丸井跡地パチンコ店出店の件
 - 2) 町会自治会長実態調査の中間報告 協働推進課
 - ① 回収状況
 - ② 平成18年度町会自治会長名簿
 - ③ IT化推進委員会の経過報告
 - 3) 斜面緑地保全候補の情報提供の件 環境保全課
- 2. 定期総会の件
- 3. 定例役員会日程確認の件
- 4. 地区連合会長名簿確認の件
- 5. JR連続立体交差関係
- 6. 出向人事の件
 - 1) 運動公園の指定管理者選定委員
 - 2) 市民企画事業補助金審査委員会委員
 - 3) 地域情報化検討委員会委員
 - 4) 社会福祉協議会評議員
- 7. 出向者報告及び地区連合会報告
 - 1) 健康づくり大会
 - 2) 八王子交通安全協会
 - 3) 千人町地区より
 - 4) 川口地区より

5) 簡易保険団体の件

・ 7月11日(火)

1. 関係機関の要請事項ほか

- 1) 住宅用火災警報器設置の件 八王子消防署
- 2) シルバー人材センターPR用回覧の件 高齢者支援課
- 3) 「お祭りごみ」処理の件 ごみ減量対策課
- 4) 集合住宅ごみ等「優良排出管理認定制度」の件 ごみ減量対策課
- 5) 「みんなの川の清掃デー」の件 美しい八王子を作る会
- 6) 会員募集の件 社会福祉協議会
- 7) 不動産街頭無料相談会案内の件
- 8) 子どもの水辺協議会の件
- 9) 親切行為者の推薦の追加受付の件
- 10) 平成18年度町会自治会長名簿の配布

2. 町自連会費徴収の件

3. 地区連絡費の件

4. 簡易保険団体手続きの件

5. 事務局パート人事の件

6. ホームページ業者決定と委員会設置の件

7. 出向者人事の件

1) 社会福祉協議会評議員後任問題

2) 斜面緑地の後任問題の件

8. 八王子警察署より

9. その他

1) 高尾防犯の役員会報告

2) 八王子まつりの件

・ 8月8日(火)

1. 関係機関の要請事項ほか

1) JR連続立体交差の件

八王子商工会議所

2. 「町自連だより」の件

3. 管外視察研修の件

4. 出向者報告及び地区連合会報告

1) 檜原の葬祭場の経過報告

2) 地域サービスのあり方検討委員会

5. その他

1) 八王子まつり関連

2) 町自連地区連合会名簿及び構成表の配布

6. ホームページの概略説明と質疑応答

・ 9月12日(火)

1. 関係機関の要請事項ほか

- | | |
|------------------------|--------------|
| 1) 住宅火災警報器の設置協力依頼の件 | 八王子消防署 |
| 2) 保健所移管についての中間報告 | 健康福祉部健康福祉総務課 |
| 3) 剪定枝回収にあわせて「草」回収開始の件 | ごみ減量対策課 |
| 4) 町会自治会の実態調査の報告 | 協働推進課 |
2. 町自連だよりの件
 3. 管外視察研修の件
 4. 事務局員職務規程（案）の件
 5. JR連続立体交差の件
 6. 出向者及び地区連合会報告
 - 1) 市民参加のしくみづくり検討委員会
 - 2) 地域サービスのあり方検討会
 - 3) 斎場建設の件
 7. その他
 - 1) 飲酒運転撲滅運動の件
 - 2) 事務局の負担軽減の件
 - 3) 迷惑駐車対策の件

・ 10月10日（火）

1. 関係機関の要請事項ほか
 - 1) 都立八王子桑志高校の開校の件
2. ホームページの件
3. 広告に関する規程の件
4. 「町自連だより」の件
5. 視察研修旅行の件
6. 出向人事の件
 - 1) 海外都市交流推進連絡協議会委員
 - 2) 保健福祉センター運営協議会委員
 - 3) ごみゼロ社会推進協議会委員
7. 出向者報告及び地区連合会報告
 - 1) 斎場問題
 - 2) 地域サービス検討委員会
 - 3) ふれあい財団評議員会
 - 4) 社会福祉協議会「一人暮らしの昼食交流会」
 - 5) 加住地区より
 - 6) 公園の指定管理者選定委員会の件
 - 7) 北野地区より
 - 8) 浅川地区より

・ 11月14日（火）

1. 関係機関の要請事項ほか
 - 1) 第57回全関東八王子夢街道駅伝競走大会への協力依頼の件

- 2) 平成 19 年度より八王子市子育て応援団発足の件
2. 町自連のホームページ 11 月 17 日から正式運用
3. 管外視察研修旅行の件
4. 新年懇親会の件 日程 平成 19 年 1 月 27 日(土)
会場 八王子エルシイ
会費 8,000 円
5. 加住地区より 防犯パトロールの件
6. 川口地区より 檜原新葬祭場の件

・ 1 2 月 1 2 日 (火)

1. 関係機関の要請事項ほか
 - 1) NHK「難問解決！ご近所の底力」のアンケート協力依頼の件
NHK
 - 2) 個人情報取り扱い手引きの件
協働推進課
 - 3) 交通災害共済募集の件
暮らしの安全安心課
 - 4) タバコの「路上喫煙禁止」の件
環境政策課
2. 視察研修旅行の件
3. 新年懇親会の件
4. ホームページの件
5. 出向人事の件
 - 1) 小・中学校適正配置検討委員会委員
6. 出向者報告及び地区連合会報告
 - 1) 陸橋拡張工事の件
 - 2) 新情報化計画検討委員会

・ 1 月 2 7 日 (土)

* 新年懇親会前臨時役員会 八王子エルシイ

1. 出向人事の件
 - 1) 八王子市まちづくり審議会委員
 - 2) 八王子中心市街地等活性化検討委員会
2. ホームページ委員会・広報誌編集委員会より
 - 1) 協賛企業の件
 - 2) ホームページ委員会の来年度計画の件
3. 新年懇親会の役割分担の件
4. 出向者報告及び地区連合会報告
 - 1) 地域サービスのあり方検討委員会
 - 2) 子ども支援検討委員会
 - 3) 加住地区より防犯パトロールの件
5. その他
 - 1) ステンレス柵、対策の件
 - 2) 育成指導員の件

・ 2月13日（火）

1. 関係機関の要請事項ほか
 - 1) 民生児童委員の任期満了に伴う選任の件 健康福祉総務課
 - 2) タウンミーティングの件 広聴広報室
 - 3) 「昭和のこどもたち」人形展の件 政策審議室
 - 4) 町会自治会管理組合実態調査結果報告書のまとめ 協働推進課
2. 新年懇親会の会計報告
3. 定期総会の件
4. 出向者報告及び地区連合会報告
 - 1) 健康づくり推進協議会の活動発表会の件
 - 2) 加住地区より防犯パトロールの件
 - 3) 中央地区より防災訓練の件
 - 4) 八王子交通安全協会の交通指導員の講習会と指導員推薦の件
5. その他
 - 1) 「町自連だより」の件
 - 2) 井上中央部地区連合会長代行 ⇒ 地区連合会長に就任
 - 3) 川口地区連合会の研修会に細井副会長が参加

・ 3月13日（火）

1. 関係機関の要請事項ほか
 - 1) 環境フェスティバル協力依頼の件 実行委員会
 - 2) 事業系古紙回収モデル事業への協力依頼の件 ゴミ減量対策課
 - 3) コミュニティづくりシンポジウムの件 協働推進課
2. 「町自連だより」発行の件
3. 出向人事の件
 - 1) 地域保健福祉計画策定委員会委員
4. 弔意金規定改正の件
5. 平成19年度町会自治会長の名簿作成の件
6. 地区連合会の構成見直しの件
7. 出向者報告及び地区連合会報告
 - 1) 高尾防犯協会
 - 2) 健康づくり推進委員会
 - 3) 行政サービスのあり方検討委員会
 - 4) 楢原斎場の件
 - 5) エコカーフェスタ
 - 6) 加住地区より
8. その他
 - 1) 平成19年度会議日程の件
 - 2) 19年度役員改正の件

平成18年度 決算報告書

自 平成18年4月 1日
至 平成19年3月31日

収入総額 6,175,523円
支出総額 5,529,791円
差引残高 645,732円

収入の部 差額欄のマイナスは予算比増加 単位＝円

No.	項目	予算額	決算額	差額	適要
1	会費	2,400,000	2,391,940	8,060	23地区 119,597世帯
2	特別会費	2,810,000	2,097,000	713,000	管外研修会等
3	広告収入	600,000	70,000	530,000	町自連だより・ホームページ各1件
4	雑収入	187	72,770	-72,583	
	計	5,810,187	4,631,710	1,178,477	
	前年度繰越金	1,543,813	1,543,813	0	
	合計	7,354,000	6,175,523	1,178,477	

支出の部 差額欄のマイナスは予算比増加 単位＝円

No.	項目	予算額	決算額	差額	適要
1	総会費	1,030,000	867,919	162,081	
2	事業費	1,900,000	1,302,820	597,180	管外視察研修会他
3	活動費	100,000	13,700	86,300	広報部等部活動費
4	研修費	100,000	0	100,000	
5	広報費	1,080,000	921,680	158,320	町自連だより
6	連絡費	156,500	156,000	500	地区連合会内の連絡費
7	会議費	50,000	62,052	-12,052	
8	通信費	560,000	624,968	-64,968	町自連だより送料含む
9	事務費	400,000	360,913	39,087	
10	事務局費	480,000	243,200	236,800	
11	渉外費	200,000	250,000	-50,000	
12	慶弔費	100,000	71,710	28,290	
13	交通費	30,000	20,460	9,540	
14	備品設備費	550,000	628,959	-78,959	パソコン関係・MD関係
15	雑費	4,500	5,410	-910	振替手数料他
	小計	6,741,000	5,529,791	1,211,209	
16	次期繰越金	613,000	645,732	-32,732	会費納入前の費用
	合計	7,354,000	6,175,523	1,178,477	

特別会計決算書

No.	項目	予算額	決算額	差額	適要
1	特別積立金	1,500,000	1,500,000	0	

繰越金明細
預金 596,301
現金 49,431
合計 645,732 円

上記の通り決算報告いたします。

会長 田中 好雄 印
会計 安藤 次夫 印
会計 林 泰男 印

上記の会計収支について、監査の結果相違ないことを認めます。

平成19年4月24日

監事 山本徳太郎 印
監事 小侯 武二 印

規程の制定と改定の報告

I. 規程の制定

1. 事務局員職務規程

事務局に事務員を置くことになった事から、平成 18 年 9 月 12 日に制定した。

2. 広報紙・ホームページ等に掲載する広告の取扱いに関する規程

各町会・自治会に「町自連だより」を配送する費用、ホームページの維持管理費用等の財源を確保するために広告を掲載することとなり、平成 18 年 10 月 10 日に制定した。

II. 規程の改定

1. 地区連合会規程

- (1) 市内唯一の全域をカバーした連合会組織であるが、未だ幾つかの未加盟団体が存在していることと、新たに地域団体を形成している所もあるので、加盟を呼びかけ組織の拡大強化を図る必要性があること。
- (2) 組織内にも「地区連合会の中に数町会で数百世帯」の小規模地区連合会があり、これに関する意見があることも事実で、問題解決に向けての動きも必要となってきた。

以上の観点から平成 19 年 4 月 10 日に改定した。

1. 弔慰金規程

- (1) 従来の規程には、対象が本人のみとなっていたので、配偶者も対象に加えた。
- (2) 従来は、病気見舞いも対象となっていたが、実態が掴みにくいこと、又、「入院加療 1 ヶ月以上」となっているため実行された事がないこと。

以上の観点から平成 19 年 3 月 13 日に改定した。

以上

平成19年度 事業計画（案）

私たち「町自連」は、八王子市の町会・自治会・管理組合を代表する組織として行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を町会・自治会・管理組合の組織を通じて市民に提供し利便性の向上を図る活動を展開する。

私たち「町自連」は、各単位町会自治会等の自主性を尊重し、地区連合会の活動を基本にして、地区連合会相互の情報交換をはじめ広域にわたる問題を取り上げて、関係機関と協議し改善を図ると同時に親睦を深める活動を展開する。更に、未加入の町会自治会にも呼びかける事で組織の拡大・強化を図る。

以上の基本的立場から下記の事業を取組む事とする。

1. 交通安全・防犯・防火防災等各種団体との連携を密にして、市民生活の安全確保と生活向上、防災思想の普及強化を図る。
2. 青少年の健全育成活動を、関係諸団体と連携して推進する。
3. 高齢化社会へ対応し福祉活動を、関係諸団体と連携して推進する。
4. 環境対策の推進、分別収集、リサイクル活動の充実強化に協力する。
5. 「町自連」の活動内容を加盟町会自治会に提供し組織の強化を図ると共に、未加入の町会・自治会・管理組合にも、積極的に情報を発信すると同時に、広く加入を呼びかけて組織の拡大強化を図る。
6. 町会自治会等のIT化を行政と協働して推進し、双方向の情報交換ができるように努める。

【今年度の重点事業】

上記の6項目のうち、今年度の重点事業は下記の通りとする。

1. 市民との情報交換の活発化、そのための手段の検討
 - (1) 紙ベースの「町自連だより」及び電子ベースのホームページ「町自連(ちょうじれん)」を通して、双方向の情報交換を図る。
 - (2) 身近な地域の情報を発信するため、地区連合会の掲示板的なホームページを立ち上げる。
 - (3) 情報を発信するための体制作りとして、各地区広報担当者を含めた「拡大ホ

ホームページ委員会」の設置。

(4) 発信した情報を見てもらうための支援策として「パソコン教室」の開設。

2、会員の負担軽減を図るためには、財政基盤の確立が必要である。

(1) 町会・自治会活動に必要な情報を持つ企業を中心に協賛企業を募り、広報紙「町自連だより」ホームページ「町自連」に掲載することで広告収入を財源に充てる。

(2) 協賛企業の募集について、町会自治会長の皆さんの協力をお願いし、広告収入の増加を図る。

3、組織の拡大強化

(1) 地区連合会規程の改定に伴い、他の連合組織に働きかける。

(2) 各地区連合会でも、未加入町会自治会等に働きかける。

平成19年度 予算(案)

自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日

収入の部 差額欄のマイナスは前年予算比増加単位＝円

No.	項目	予算額	前年予算額	前年比	摘要
1	会費	2,400,000	2,400,000	0	23地区 120,000世帯
2	特別会費	2,120,000	2,810,000	690,000	管外研修費等
3	市補助金	1,000,000	0	-1,000,000	指定事業への補助金
4	広告収入	660,000	600,000	-60,000	町自連だより・ホームページ
5	雑収入	4,268	187	-4,081	端数調整
	小計	6,184,268	5,810,187	-374,081	
6	前年度繰越金	645,732	1,543,813	898,081	
	合計	6,830,000	7,354,000	524,000	

支出の部 差額欄のマイナスは前年予算比増加単位＝円

No.	項目	予算額	前年予算額	前年比	摘要
1	総会費	970,000	1,030,000	60,000	
2	事業費	1,590,000	1,900,000	310,000	管外視察研修費他
3	活動費	50,000	100,000	50,000	広報部等部活動費
4	研修費	100,000	100,000	0	
5	広報費	1,070,000	1,080,000	10,000	町自連だより及びホームページ
6	連絡費	156,500	156,500	0	地区連合会内の連絡費
7	会議費	100,000	50,000	-50,000	
8	通信・配送費	660,000	560,000	-100,000	町自連だより送料及びインターネット費用
9	事務費	390,000	400,000	10,000	
10	人件費	370,000	480,000	110,000	事務局パート費用含む
11	渉外費	250,000	200,000	-50,000	
12	慶弔費	100,000	100,000	0	
13	交通費	30,000	30,000	0	
14	備品設備費	510,000	550,000	40,000	地区ホームページ立ち上げ費用
15	雑費	5,000	4,500	-500	
	小計	6,351,500	6,741,000	389,500	
16	予備費	478,500	613,000	134,500	
	合計	6,830,000	7,354,000	524,000	

※ 特別会計の特別積立金は平成18年度の決算額がそのまま引き継がれます。

八王子市町会自治会連合会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、八王子市町会自治会連合会と称し、事務所を八王子市元横山町一丁目29番地3号に置く。

(目 的)

第2条 本会は、町会・自治会相互の連絡及び親睦をはかり、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織・運営

(構 成)

第3条 本会は、八王子市内の町会・自治会を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

2. この会は、地区連合会長を以て運営する。

第3章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会の自主性確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
- (2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
- (3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
- (4) その他、本会において必要と認められた事業。

第4章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 会 計 | 2 名 |
| (4) 監 事 | 2 名 |
| (5) 地区連合会長 | 26名以内 |

(職 務)

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 地区連合会長は、会の運営に関する事項を協議する。
- (5) 監事は、会務並びに会計を監査する。

(選 出)

第7条 役員の出選方法は次の通りとする。

- (1) 役員は地区連合会長を以て充てる。
- (2) 会長・副会長・会計・監事は、地区連合会長会において選考し総会にて決定する。

(専門部)

第8条 会務遂行のため必要に応じて、役員会の合議により専門部を設置することができる

(任期)

第9条 役員の任期は2ヶ年とし再任を妨げない。但し、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

2. 欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、役員会において推薦し会長が委嘱する。

第5章 会議

(会議)

第11条 会議は、定期総会・臨時総会・役員会・三役会とする。

2. 会議の招集は、必要に応じて会長が召集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長はこれを招集しなければならない。

(総会)

第12条 総会は、町会長・自治会長を以て毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

2. 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び事業計画の審議
- (2) 決算及び予算の審議
- (3) 役員の選出
- (4) 会則の改廃
- (5) その他重要と認めた事項

3. 総会の議長は、町会長・自治会長の中から選出する。

4. 総会はすべて町会長・自治会長の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の採決による。

(三役会)

第13条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 三役会の議長は、会長がその任にあたる。

3. 三役会は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(役員会)

第14条 役員会は、会長・副会長・会計・地区連合会長を以て構成し、本会の運営に必要な審議をする。但し、監事は出席し意見を述べるることができる。

2. 役員会の議長は、会長がその任にあたる。

3. 役員会は構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

第6章 事務局

(事務局)

第15条 会務遂行のため事務局を置く。

(1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。

- (2) 事務局は三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は町会長・自治会長以外から選任することができる。

第7章 会 計

第16条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。

第17条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

付 則

第18条 この会則は、平成14年6月8日から施行するも、設立年度の役員任期は1年とする。

2. 事務所については決定次第本文に追記できるものとする。

地区連合会規程

第1条 会則第3条による地区連合会は次の通り区分する。

2. 地区連合会の基準は、5町会以上で2,000世帯以上とする。尚、既存の地区連合会は、基準に沿うよう努めるものとする。

第2条 前条に基づき次の通り設定する。

(1) 中部地区連合会	7町会・自治会
(2) 東部地区連合会	10
(3) 元横地区連合会	6
(4) 東南部地区連合会	7
(5) 中央部地区連合会	2
(6) 南部地区連合会	11
(7) 千人町地区連合会	3
(8) 西部第一地区連合会	6
(9) 西部第二地区連合会	3
(10) 西部第三地区連合会	5
(11) 西部第四地区連合会	3
(12) 本町地区連合会	3
(13) 中央地区連合会	22
(14) 東北部地区連合会	13
(15) 浅川地区連合会	22
(16) 由木地区連合会	17
(17) 横山地区連合会	35
(18) 元八地区連合会	34
(19) 恩方地区連合会	31
(20) 川口地区連合会	18
(21) 加住地区連合会	14
(22) 由井地区連合会	19
(23) 北野地区連合会	22

町会・自治会数 合計 313

付 則

第3条 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. 平成14年9月10日の役員会にて浅川地区の加盟承認により追記。
3. 平成16年3月新規加盟脱会集計により修正。
4. 平成17年5月新規加盟脱会集計により修正。
5. 平成18年6月新規加盟脱会集計により修正。
6. この規程は、平成19年4月10日改定。

分担金規程

- 第1条 会則第16条に基づく町会・自治会の分担金は総会において決定する。
2. 1世帯あたり年額20円とする。
- 第2条 前条の分担金の算出は、前年度町会自治会長名簿の世帯数を基本とする。
- 第3条 前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会を通じて7月末迄に郵便振替にて納入する。
- 付 則
- 第4条 この規程は、平成14年6月8日から施行する。
2. 平成16年5月11日改正 5月30日承認
3. 平成17年5月10日改正

弔慰金規程

- 第1条 本会の町会長・自治会長・管理組合理事長及びその配偶者が次に該当するときには、見舞金あるいは香典・花輪を贈ることができる。
- 第2条 町会長・自治会長・管理組合理事長の見舞金および弔慰金の内容は次の通りとする。
- (1) 不慮の災害による現居住家屋の焼失又は損壊の場合は、損害の程度により役員会で協議の上見舞い金額を決定する。但し、緊急を要すると会長が認めたときは事後報告に代えることができる。
- (2) 死亡の場合は、1万円の香典及び花輪1基。
- 第3条 町会長等の配偶者が死亡した時の香典は1万円とする。
- 第4条 連絡方法については次の通りとする。
- (1) 当該町会・自治会は、地区連合会長に連絡をする。
- (2) 地区連合会長は、事務局長に連絡する。
- (3) 事務局長は、三役に連絡し指示を受ける。
- 付 則
- 第5条 この規程は、平成14年6月8日から施行する。
2. この規程は、平成19年3月13日改正

表彰規程

- 第1条 本会の地区連合会長・町会長・自治会長が次に該当するときには、役員会の決定に基づき表彰することができる。
- 第2条 表彰の基準は次の通りとする。
- (1) 地区連合会長・町会長・自治会長を4年以上勤め退任した者。
- (2) 本会の運営に特に功労のあった者。
- 第3条 表彰の内容は次の通りとする。
- (1) 感謝状及び記念品を贈呈する。
- 第4条 連絡方法については次の通りとする。

- (1) 当該町会・自治会は、年度末までに就任・退任年月日を明示し、地区連合会長に報告する。
 - (2) 地区連合会長は、年度始めの会長名簿提出時に会長に報告する。
 - (3) 会長は、年度始めの役員会に名簿を提出し、表彰の商人を受けるものとする。
- 第5条 表彰は、原則として定期総会に行うものとする。
- 付 則
- 第6条 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

会計規程

- 第1条 この規程は、会則に基づき会計処理及び会計監査について定める。
- 第2条 予算書の作成は事業計画を基礎にして、役員会で原案を作成し、総会の議決に付する。
- 第3条 出納事務は、すべて所定の伝票を使用しなければならない。
2. 伝票は入金伝票、出金伝票の2種類とする。
- 第4条 伝票は原則として担当者が起票し、会計の検査を得て、会長が決裁する。
2. 伝票には領収証又は請求書等の証票類を添付しなければならない。但し、交通費等でその添付が困難な場合はこの限りではない。
- 第5条 担当者は、入金伝票に現金を添えて入金手続きを行うものとする。ただし、銀行や郵便局等による振込み入金の場合は、入金通知書を入金伝票に添付する。
- 第6条 担当者は、原則として決裁済みの出金伝票により出金手続きを行う。
2. 会計は必要に応じて、小口現金を常備金として事務局に手渡すことができる。
- 第7条 会計が行う出納事務を円滑にするため、事務局に補助業務をさせることができる。
- 第8条 郵便局の振替口座は、会計名義で作成し管理する。
2. 預金通帳は、会計名義で作成し管理する。
- 第9条 会計は、伝票に基づいて会計帳簿を作成すると共に、収支計算書を作成しなければならない。
2. 会計帳簿には、伝票番号・金額・摘要を記帳する。尚、伝票番号は年度単位の通し番号とする。
- 第10条 会計は、年度末に会計を締め切り、予算書と対比した決算書の原案を作成し、役員会に付議して決算書を作成する。
2. 会長は、定期総会前に、監事に決算書を提出し監査を受けなければならない。
 3. 決算書の監査を受けた後、役員会で確認し定期総会の議決に付する。
- 第11条 監査は原則として年1回とするが、監事の判断で必要ある場合は臨時に行うことができる。
2. 監事は、監査に必要とする書類の提出を求め、又は役員より事情を聴取することができる。
- 第12条 監事は、監査の都度役員会に報告し、その結果を定期総会に報告しなければならない。
- 付 則
- 第13条 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

事務局員職務規程

(総 則)

第1条 この規程は、会則第15条に基づき事務局について定める。

(事務局)

第2条 事務局には、事務局長及び事務局員を置くことができる。

(事務局長)

第3条 事務局長は、会則第15条に基づき三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局長は町会長・自治会長以外から選任することができる。

2. 事務局長は、会長の指示により事務一切をつかさどる。

3. 事務局長は、原則ボランティア活動とするが、実費弁償として月額一万円を支給する。

(事務局員)

第4条 事務局員を雇用するときは、会長が行う書類審査と面接結果に基づき三役会で検討・決定し役員会に報告する。

2. 採用が決定した者は、雇用契約書(別紙様式)を取り交わし双方が各一部保管する。

3. 勤務は、原則として週2回の午前9時～12時までの3時間とする。他に三役会・役員会にも出席するものとする。

4. 会が行う事業・行事にはボランティア活動となるが、出席するものとし実費費用は会の負担とする。

5. 賃金は、通勤交通費込の時給800円とする。毎月月末締めで翌月15日に支払うものとする。

(雇用期間)

第6条 事務局員の雇用期間は、一年を超えない範囲としその終期は3月31日とする。尚、会長が必要と認めるときは、雇用期間を更新することができる。

(勤 務)

第7条 事務局員は、八王子市町会自治会事務所に勤務し、会長及び事務局長の指示により誠実に事務局の職務を遂行する。

2. 八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。

3. 町自連、関係機関等の機密を他に漏らさないこと。

4. 職務を遂行するにあたって、知り得た個人情報等の漏洩防止のために、次に挙げる事項について遵守しなければならない。

(1) 知り得た情報を第三者に漏らしたり、私的に利用してはならない。退職後も同様とする。

(2) パソコン等から取得できる個人情報等については、コピー、プリントアウト、その他複製及び他のパソコンやネットワークにデータ送信等をしてはならない。

(その他)

第8条 規程外事項については、役員会で協議する。

(付 則)

第9条 この規程は、平成18年9月12日に制定し、平成18年7月1日に遡って施行する。

広報紙・ホームページ等に掲載する広告の取扱に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、当会が作成する広報紙等に掲載する広告の取扱について定め、併せて町会自治会活動に必要で適正な情報の提供に資するとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象物)

第2条 会員への情報提供に資する印刷物及び電子情報等は、広告掲載に努めるものとする。但し、役員会が広告掲載を妥当でないと認めるものは、広告掲載の対象から除外する。

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、地区連合会及び町会・自治会等の活動を支援するためのものであって、その範囲は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 印刷物等の公共性・中立性及び品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 政治・宗教・個人の宣伝に係わるもの。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。
- (4) その他、役員会が「掲載する広告として妥当でない」と認めたもの。

(広告の掲載順序)

第4条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次の通りとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの。
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業。
- (3) (1)及び(2)に掲げる以外の私企業及び自営業。
- (4) その他、掲載する広告として妥当と役員会で認めるもの。

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、原則として次の通りとする。

- (1) 「町自連だより」は、一面を除いて広報編集委員会が指定する位置。
- (2) ホームページは、ホームページ委員会が指定する位置。
- (3) その他、役員会が指定する位置。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、印刷物等の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等も勘案し広報編集委員会・ホームページ委員会で決定するものとする。

(掲載希望者の募集)

第7条 広報紙及びホームページ等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2、前項に係わらず、第4条に定める団体に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第8条 広告を掲載しようとするものは、広告掲載申込書(別紙様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、会長に申込みものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の申込書を受理したときは、広報編集委員会・ホームページ委員会に諮り第3条に基づく掲載の可否を決定する。尚、掲載枠を超える応募があった場合は抽選とする。

2、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知(別紙様式)するものとする。

3、広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という)は、速やかに広告の版下原稿を提出すること。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定通知後指定する期日までに、一括納入するものとする。
(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2、版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 会長は、印刷物等の編集・発行上支障があるとき又は指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、もしくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。

(その他)

第14条 規格外事項については、役員会で協議する。

(付 則)

第15条 この規程は、平成18年10月10日に制定し、即日施行する。

平成19年度 町自連 役員名簿

三役・事務局名簿

会 長	田中 好雄	川口 地区連合会長
副会長	細井 衛	加住 地区連合会長
〃	秋間 利久	元横 地区連合会長
会 計	林 泰男	由木 地区連合会長
〃	馬場 總和	西部第一地区連合会長
監 事	山本 徳太郎	北野 地区連合会長
〃	今泉 満政	恩方 地区連合会長
事務局長	前野 修	北野地区
事務局員	中村 紀子	横山地区

事務局 042-648-6110 元横山町1-29-3
 ホームページ 町自連(ちょうじれん) <http://www.chojiren-hachioji.jp>

地区連合会長名簿

地区連合会	会長氏名	電 話	町会・自治会名
中 部	平塚 美臣	042-626-2611	三崎町町会
東 部	北 利雄	042-642-4340	東町町会
元 横	秋間 利久	042-644-3769	元横山町第二町会
東 南 部	下田 司	042-623-4868	子安町三丁目町会
中 央 部	井上 博正	042-623-1234	上八日町町会(会長代行)
南 部	辻野 領一	042-626-0723	台町二丁目町会
千 人 町	川端 忠雄	042-663-7953	千人町一丁目町会
西部第一	馬場 總和	042-623-2254	元本郷町一丁目町会
西部第二	山崎 勲介	042-625-5602	日吉町一丁目町会
西部第三	塚本 道男	042-622-1141	平岡町町会
西部第四	串田 明	042-622-3049	追分町会
本 町	塩野 良光	042-625-6490	本町三丁目町会
中 央	内藤 廣行	042-644-0318	上大和田町会
東 北 部	坂本 保雄	042-645-5402	小宮町会
淺 川	渡辺 良治	042-663-5844	上宿町会
由 木	林 泰男	042-676-8368	大塚日影自治会
横 山	黒沢 愛治	042-661-0950	館町町会
元 八	石川 三郎	042-662-5437	元八王子二丁目町会
恩 方	今泉 満政	042-651-4854	上下原町会
川 口	田中 好雄	042-654-4101	唐松町会
加 住	細井 衛	042-691-1835	左入町町会
由 井	菅野 泰好	042-636-3969	片倉台自治会
北 野	山本徳太郎	042-635-4917	打越町会